

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、平成30年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成30年度における調達の目標

平成30年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たって、できる限り配慮するよう努めることとする。

1. 紙類（コピー用紙など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2. 文具類（シャープペンシルなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

3. オフィス家具等（いす、机、収納什器など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

4. 画像機器等（コピー機、複合機など）

調達(リース・レンタル含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。

5. 電子計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置など）

調達(リース・レンタル含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、基幹システム及び診療情報管理等に伴う電子計算機等（電子カルテなど）については、性能等を考慮し個別に検討する。

6. オフィス機器（シュレッダー、デジタル印刷機など）

調達(リース・レンタル含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。

7. 移動電話等（携帯電話 PHS スマートフォン）

調達(リース・レンタル含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。

8. 家電製品（電気冷蔵庫等）

調達(リース・レンタル含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。

9. エアコンディショナー等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、ライフサイクルコストを考慮し個別に検討する。

10. 温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、ライフサイクルコストを考慮し個別に検討する。

11. 照明（LED照明器具など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、既存機器等との互換性など特別な事情の場合は個別に検討する。

12. 自動車等（一般公用車以外も含む）

自動車、タイヤ、エンジン油：調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、特殊作業用など特別な事情の場合は個別に検討する。

15. インテリア・寝装寝具（カーテンなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、感染症対策など特別な事情の場合は個別に検討する。

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ただし、感染症対策など特別な事情の場合は個別に検討する。

17. その他の繊維製品（集会用テントなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

18. 設備（太陽光発電システムなど）

太陽光発電システムは現在のところ調達予定がない。

太陽熱利用システムは現在のところ調達予定がない。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムは現在のところ調達予定がない。

燃料電池は現在のところ調達予定がない。

エネルギー管理システムは現在のところ調達予定がない。

生ゴミ処理機は現在のところ調達予定がない。

節水機器は現在のところ調達予定がない。

日射調整フィルムは現在のところ調達予定がない。

19. 防災備蓄用品（ペットボトル飲料水など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務（印刷、食堂など）

省エネルギー診断は現在のところ調達予定がない。

食堂は1件を目標とする。

自動車専用タイヤ更生は現在のところ調達予定がない。

蛍光灯機能提供業務は現在のところ調達予定がない。

小売業は1件を目標とする。

他の項目について調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の平成30年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ. その他環境物品等の調達に関する事項

1. 本調達方針はセンター全てを対象とする。ただし、診療機能、研究遂行に支障がないよう配慮する。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、財務経理部財務経理課調達企画室とする。

環境物品等の調達推進を図るための推進体制

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

推進本部

本部長： 理事長

副本部長： 副院長（契約審査委員会委員長）

本部員： 総務部長 薬剤部長
 企画経営部長 看護部長
 財務経理部長
 総務課長
 企画経営課長
 財務経理課長

調達担当部署